

第36回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

第 3 6 回 和光市 農業委員会 総会 日程

平成 2 9 年 6 月 2 3 日 (金曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1 開 会

日程第 2 開 議

日程第 3 議事録署名委員の指名 2 番 畑中昭二委員 3 番 加藤親次郎委員

日程第 4 提出議案 議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請承認について

議案第 2 - 1 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第 2 - 2 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第 2 - 3 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第 2 - 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第 3 号 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第 4 号 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第 5 号 農地法第 3 条に係る「別段の面積」の設定について

日程第 5 協議事項 ①その他

日程第 6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第 7 閉 会 午前 1 0 時 3 0 分

出席委員（11名）

1番	柴崎幸夫君	2番	畑中昭二君
3番	加藤親次郎君	4番	吉田武司君
5番	山田春雄君	6番	加山和義君
7番	齋藤定男君	8番	田中明君
9番	萩原正弘君	10番	富澤貢一君
11番	石田秀樹君		

欠席委員（なし）

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 皆さん、おはようございます。

今回で現農業委員としての最後の総会となりました。3年間、農業の振興のためにご尽力いただき、ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○柴崎会長 おはようございます。

早朝より農業委員会総会、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

第36回ということですので、私どもの農業委員会総会も今回が最後ということで、あっという間でしたが、皆様のご協力によりましてスムーズな運営ができたのではないかと思います。最後にまた挨拶いたします。

それでは、第36回和光市農業委員会総会を開催いたします。

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、2番、畑中昭二委員、3番、加藤親次郎委員をお願いいたします。

◎提出議案

議案第1号 農地法第3条許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可申請承認についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、農地法第3条の許可申請でありまして、農地を農地のまま耕作する目的で、権利の設定や移転を行う場合、農業委員会の許可が必要となります。

農地法第3条は、市町村の農業委員会が許可権者となりますので、農業委員会の判断が最終的な決定となります。

今回の案件は、市内農業者のAさんが譲受人であります。譲渡人のBさんは、お亡くなりになったCさんの息子さんであり、所有する農地の所有権を移転するという内容の申請となっております。

本案件について許可要件と照らし合わせていきますと、まず譲受人が所有している全ての農地を効率的に利用しているかという要件ですが、6月14日に萩原委員にご同行いただき、Aさんが所有されている全ての農地を調査しましたが、違反転用地、不耕作地はなく、要件は満たされておりました。こちらにつきましては、後ほど写真を回しますので、ご確認ください。

また、農機具の保有状況としましては、耕運機1台、防除機2台、軽トラック1台を保有しております。労働力及び農業技術の状況としましては、譲受人であるAさんご自身は、年間従事日数60日で農業従事歴55年、妻のDさんが年間60日で50年、息子さんが30日で20年、息子さんの妻が30日で10年という形で農業に従事されており、労働力、農業の技術面についてはクリアされております。

次に、農作業常時従事要件ですけれども、世帯員で60日の従事者が2名、30日の従事者が2名ということがありますが、当該場所は梅の木を栽培する予定で、農林水産省の「農地法関係事務に係る処理基準について」によると、「当該農作業に要する日数が年間150日未満である場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り農地等の権利を取得しようとする者又は、その世帯員等が当該農作業に従事していれば、『農作業に常時従事する』と認めるものとする」となっており、こちらの従事要件で当該畑を十分維持管理できるということであれば、要件を満たしているものと認められるということになります。

なお、Aさんは、造園業を営んでおまして、従業員も畑の作業を行っているということと、配偶者のDさんにつきましては、庭先販売を毎日のように行っているということを加えさせていただきます。

次に、下限面積の要件についてですが、譲受人が既に所有している農地と新たに取得する農地の面積の合計が5,000平米以上に達しなければならないというものですが、譲受人は現在既に1万1,416平米を所有、耕作しており、今回の土地を合わせて1万1,739平米となりますので、問題ございません。

続いて、地域との調和要件ですが、申請地は譲受人が所有している農地に近接していて、梅の木を栽培する予定にしており、周辺農地の営農要件に支障を生じさせるような問題は特に起こらないと思われれます。

また、通作距離としましても、ご自宅から申請地まで500メートル以内に位置しており、問題無いと思われまます。

これらの点を踏まえまして、全て3条の許可要件を満たしているものと判断できます。

説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案は、萩原委員が現地調査に行っておりますので、萩原委員に報告をお願いいたします。

○萩原委員 先日、樋熊主任と一緒に現地調査に行ったんですが、畑として全然問題なく、よく作ってあり、何の問題も無いと思います。朝霞の水田に関しても、除草をしております、適正な状況でありました。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

朝霞はきれいに使っているのですか。

事務局。

○事務局（青木） 保全管理されているというような状況でございます。

○柴崎議長 他によろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 農地を取得後、3年3作耕作しなければならないというのは、あるんですか。

○柴崎議長 事務局お願いします。

○事務局（青木） 農地を取得後、3年3作するという事は基本でございます。

○柴崎議長 吉田委員。

○吉田委員 基本にあるということですよ。

もしそういうのがるのであれば、そういう計画書みたいなものも添付資料に載せていただいたほうが、こういうところに3年3作の計画というので、1年目は何を作って、2年目は何を作付して、3年目は何を作付しますという計画ぐらいは、入れておいてもらったほうがいいのかと思います。

○柴崎議長 議案書に添付資料で作付計画書と書いてあるんですけども、内容について事務局、分かりますか。

○事務局（青木） 作付計画書としまして、肥培管理の計画として梅の栽培、収穫時期が6月

になるということです。誓約書もついておりまして、下記表示の農地につき、農地法3条の許可申請をいたしました。許可が得られました暁には、下記農地を耕作の用に供し、少なくとも今後3年間で3作以上耕作することを制約しますという誓約書がついております。

○柴崎議長 吉田委員、よろしいですか。

○吉田委員 はい、いいです。

○柴崎議長 他にご質問ある方。

よろしいですか。何かありますか。

事務局お願いします。

○事務局（渡辺） 今、吉田委員からのご提案、ありがとうございました。

次回から、3条申請あった場合には、ご指摘あったところの作付計画の中に、例えば1年目はこれ、2年目はこれ、3年目はこれといったところを備考欄に細かく書いていただきまして、それを資料として添付することも検討させていただきたいと思います。

○柴崎議長 添付するようにしてください。

他によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、採決に移ります。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2-1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第2-2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第2-3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

議案第2-4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

○柴崎議長 続きまして、議案第2-1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局朗読説明）

○事務局（青木） こちら関連性があるので一括で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○柴崎議長 議案第2-1号、議案第2-2号、議案第2-3号、議案第2-4号。

○事務局（青木） 議案第2-4号まで。

○柴崎議長 こちら事務局で、提案がありましたが、議案第2-1号、議案第2-2号、議案第2-3号、議案第2-4号と相続税の納税猶予に関する議案なので、一括で審議してよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○柴崎議長 では、お願いします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願いします。

○事務局（青木） それでは、議案第2-1号から議案第2-4号まで一括で補足説明をさせていただきます。

こちらの相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況ということですが、農業経営を20年継続したことによって、この1年以内に免除の規定に該当する場合、朝霞税務署から当該農業委員会に対象農地の利用状況に関する照会文書が参りますので、これに対して免除することに問題無いか回答するものになります。

今回は、山田委員と事務局で、特例の適用を受けている農地について、農地の利用状況を確認してまいりまして、特段支障があるような状態ではなかったと判断できます。

後ほど写真を回しますので、ご確認ください。

補足説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきましては、山田委員が現地調査を行っておりますので、山田委員に現地調査の結果のご報告をお願いいたします。

○山田委員 耕作しているところもありましたし、きれいに耕うんされていたところもあります。何も問題はございません。

以上でございます。

○柴崎議長 要するに、全ての議案に対して何も問題無いということよろしいですか。

○山田委員 問題ありません。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等があったらお願いいたします。

写真が回っておりますので、見てからでも結構ですのでお願いします。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま写真が回り終わりましたが、何かご意見、ご質問等があったらお願いします。

よろしいでしょうか。

これ3年ごとの農業経営を行っている旨の証明の調査は行っていますか。

○事務局(青木) 20年間3年ごとの引き続き農業経営を行っている旨の証明願が出ていないところになります。

○柴崎議長 今日出ている案件は、相続は20年間はチェックされないということです。この議案に関しまして、ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、採決に移ります。

まず、議案第2-1号に関しまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 ありがとうございます。

この議案は承認されました。

次に、議案第2-2号の採決に移ります。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第2-3号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

次に、議案第2-4号。

この議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

議案第3号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○柴崎議長 次に、議案第3号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（青木） こちらにつきましても、議案第3号と議案第4号が関連性があるので、一括で審議させてもらってもよろしいでしょうか。

○柴崎議長 議案第3号、議案第4号を一括でお願いいたします。

○事務局（青木） それでは、議案第3号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について及び議案第4号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、関連性があるので、一括でご説明をさせていただきます。

こちらは、毎年度各農業委員会で策定することになっているものでありまして、昨年までは農業者への意見募集を行ってから、市のホームページへ公表した上で県へ報告していましたが、農業者への意見募集は行わないことになったので、総会で審議していただいた後、6月末までにホームページで公表し、7月15日に県に報告するという流れになります。

それでは、昨年との変更点などポイントとなることを説明させていただきます。

まず、1の農業委員会の状況の数字につきましても、これは議案第3号も議案第4号も共通なんですけれども、最新の2015年農林業センサスの数字になっております。総農家数をご紹介しますと、2010年の農林業センサスでは214戸だったのが、2015年には172戸になっており、他の農家・農地等の概要項目につきましても、同じように減少傾向になっております。

活動の点検評価についての2ページ目になりますが、2の担い手への農地の利用集積・集約化のところでは、最初の表の中に、これまでの集積面積が37.6ヘクタールとなっておりますが、この数字は全認定農業者が所有する農地と利用権設定されている農地の合計となっております。隣の項目に集積率が36.1となっておりますが、集積率が40%となることが農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標となっております。

平成28年度の目標としては、2番になりますが、新規実績が0.6ヘクタールありまして、ここには出てこないですが、減少した面積もありまして、相殺して達成率が102.7%となっ

ておりまして、目標が達成されております。

続きまして、3の新規参入者についてですが、平成28年度の新規参入者はありませんでした。

次に、4の遊休農地に関してですが、皆さんが利用状況調査を行っていたいたおかげで、今年度においても遊休農地が発生しなかった結果となりました。どうもありがとうございました。

続きまして、5の違反転用への対応ですが、違反転用面積0.78ヘクタールに対して、新規では発生せず、解消したところが0.15ヘクタールございました。残りの違反転用面積は0.63ヘクタールとなっております。

次に、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、2の担い手への利用集積でございますが、今年との目標が0.3ヘクタールということになりまして、EさんとFさんの利用権設定等を見込んでおります。

その下に移りまして、3の新規参入者ですが、1経営体を目標としております。

次のページになります。

4の遊休農地に関する目標ですが、農業委員が新たに変わってから、8月、10月、12月の3回実施予定でございますが、遊休農地の発生はゼロに抑える目標となっております。

なお、3回の時期については、8月、9月末、11月末等多少ずれることも想定される場所ではあります。

5の違反転用への対応につきましては、引き続き農業委員と事務局による農地の巡回を行い、違反転用の未然防止、早期発見・早期解消に努める形になります。

内容につきましては、以上ですが、本日いただいた意見と来週中に何かありましたらご連絡いただければ、そちらの意見も反映させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてと平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ただいま説明していただきましたが、これに関しまして、ご意見、ご質問があったらお願いいたします。

皆様のご協力によりまして、遊休農地は発生しておりません。ありがとうございました。
何かありますか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 採決とりますか。

○事務局(青木) とらなくて大丈夫です。もし意見がなければ、このまま公表、提出させていただきます。

○柴崎議長 それでは、追加でご意見等があったら、事務局にご連絡していただければ、それを反映するというごお願いいたします。

吉田委員、何かありますか。

○吉田委員 計画のところの2ページ目の2番、平成29年度の目標及び活動計画のところ、算入目標数、1経営体というところがあって、どんな経営体というのか、個人のことを経営体というんですか。

○柴崎議長 事務局、お願いします。

○事務局(青木) 1個人も法人のほうも両方想定しております。

○吉田委員 参入目標面積が0.1ヘクタールは少なすぎませんか。

○柴崎議長 説明、事務局、お願いします。

○事務局(渡辺) 新規参入につきましては、和光市においては1つの課題であるのかと認識しております。

実際、和光市は地価が高いということで、農地自体の取得が難しいといったような状況がございまして、そういった中で、ただ目標値として、確かに面積としては少ないのですが、ゼロという表記をするよりも、最小限のところ、記入をさせていただいている次第です。

○柴崎議長 いいですか。

意見等があったら、事務局に連絡お願いいたします。

議案第5号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定について

○柴崎議長 続きまして、議案第5号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(青木) 続きまして、議案第5号 農地法第3条に係る「別段の面積」の設定について説明いたします。

農地法第3条の許可要件の1つである下限面積の変更についてでございます。

現在、和光市では、農地法第3条許可申請に係る下限面積を50アールに設定しておりますが、地域の実情に応じて各農業委員会が独自に下限面積を設定できると農地法第3条第2項第5号に規定されております。

また、「農業委員会の適正な事務実施について（適正化通知）」（平成21年1月23日付20経営第5791号農林水産省経営局長通知）において、農業委員会は別段面積の設定または修正の必要性を検討し、その結果を市町村ホームページで公表することが義務づけられております。

それでは、内容についてご説明いたします。議案書の別添資料をご覧ください。

別添資料の中断に下向きの矢印があって、四角で囲んであるところですが、農地法施行規則第17条に規定されております要件が2つあります。

1つ目が、1,000平米以上の面積であれば10アール単位で自由に設定できますが、設定した面積未滿で営農している農家数が市内の全農家の4割以上となる必要があるということです。

次のページの表をご覧ください。

左に経営農地面積、真ん中に世帯数、右側に割合と記載された表がございます。この表の真ん中、世帯数の合計が172戸となっておりまして、これに対して4割以上のところとなると、表の上から3行目、経営農地面積が0.3から0.4のところ該当しておりますので、4,000平米以上になるようにする必要があります。

補足ですが、この表の世帯数の数字でございますが、合計172戸は2015年農林業センサスによるもので、その上の経営農地別の世帯数は、平成28年度の農地耕作状況及び農業経営調査によるものでございます。

次に、2つ目の設定の要件ですが、和光市には遊休農地がなく、該当しませんので、1の項目だけで判断することになります。

最後に、朝霞地区の他市の様子を見てみますと、3市とも5,000平米で設定しておりますが、今年度につきましても、それぞれお聞きしましたら、変更する予定は無いということでございます。

以上のことを踏まえまして、ご審議をお願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

別段の面積の設定なんですけど、以前、下げたほうがいいとかという意見もございましたが、

どうでしょうか、皆さんのご意見を伺いたいと思いますが。

吉田委員。

○吉田委員 現状のままでいいと思います。

○柴崎議長 どうでしょうか。

現状のままでということなんですが、他市もそうなっているということと、遊休農地がと
りあえず和光は無いということなので、あえて下げる必要が無いのかなと考えております。

石田委員、どうですか。

○石田委員 他市も50アールなので、同じ程度で現状は進めていったほうがいいと思います。

○柴崎議長 どうでしょうか。

それでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 では、採決とさせていただきます。

「別段の面積」を50アールのままということに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

◎協議事項

①その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移ります。

その他、事務局お願いします。

○事務局(青木) 協議事項その他はございません。

◎諸報告

①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、まず①会長専決。

事務局お願いします。

○事務局(青木) 諸報告、①会長専決について。

今月の会長専決については、4条が1件、5条が8件でございました。

ただいま写真をお回ししますので、ご確認ください。

(写真回覧)

○柴崎議長 会長専決、ただいま写真が回りましたが、あとご質問、ご意見等あったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、会長専決につきましては以上といたします。

②その他

○柴崎議長 続きまして、諸報告、その他、事務局お願いします。

○事務局(渡辺) それでは、諸報告のその他といたしまして、先の平成29年6月定例市議会におきまして上程されました和光市農業委員会委員の任命についての議案及び市政に対する一般質問の内容についてご報告をさせていただきます。

まず、議案としまして、議案第31号から議案第41号にて、11名の方の和光市農業委員会委員の任命について、議案を上程したことに伴います市議会での質問内容、採択の結果についての報告となります。

当該議案につきましては、6月1日の開会日に議案説明、質問及び採択が行われました。議案に対する質問といたしましては、2問の質問がございました。1問目が、今回の11名の方の老若男女のバランスがとれた構成となっているが、地域性の問題は無いか。2問目につきましては、候補者が選ばれた経緯を説明してほしいという内容でした。こちらにつきましては、市長答弁としまして、地域については、市内全域にわたりバランスのとれた構成になっている。2問目につきましては、広報等の周知を行い、募集を行い、1月4日から31日の期間に募集を実施し、12名の推薦応募があり、その後、2月9日に和光市農業委員会委員候補者選考委員会を開催し、選考の結果11名の候補者が選考された旨を答弁しております。

その後、こちらの議案に対する採決が行われまして、その結果につきましては、11名の全ての議案につきましては、市議会議員の皆様の方の賛成により可決されておりますので、報告させていただきます。

次に、市政に対する一般質問でございますが、本日、お手元に発言通告書を2枚配付させていただいております。

今回につきましては、2名の市議会議員の方からのご質問をいただきました。14番、吉村豪介議員、4番、鳥飼雅司議員になります。

まず、吉村議員の質問内容を報告させていただきます。

吉村議員の発言通告書をご覧ください。

質問の概要につきましては、発言事項2、都市農業のあり方についてのご質問となっております。

内容としまして、和光市として都市農業は守っていく方針であるが、どのようにして守っていくのか。また、和光市の現在の農業者の戸数、専業・兼業の別、認定農業者数等の数字を聞きたいことと、都市農業をどのように推進していくかとの質問になっております。

これに対しまして、市民環境部長からの答弁といたしましては、農家戸数等の数字につきましては、現状のものを答弁するとともに、和光市の農業のあり方として、農業の担い手を支援し、優良農地を保全・活用するとともに、市民が農業への理解と関心を深めることを目的とし、事業を展開するといった趣旨の答弁を行っております。

こちらに対する再質問としましては、生産緑地の総面積、生産緑地の2022年問題に伴い、面積要件の緩和500平米から300平米に引き下げる市町村条例の制定についての考え方の質問がなされました。

これにつきましては、所管します建設部長からの答弁を行いまして、生産緑地の現状の面積を答弁するとともに、面積要件の緩和については、農政部署と協議しながら検討を行うとの答弁を行っております。

また、最後の質問としまして、農業者の収益の増加を目的としたソーラーシェアリングの導入についての提案がなされました。

こちらに対しましては、また市民環境部長から、ソーラーシェアリングの設置に関しては、農地転用の一部転用許可が必要になりますことから、許可には農地における営農の適切な継続が求められ、農産物の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこととすとか、農産物の品質の劣化が生じないことが勘案されることなどから、当該施設の設置に関しては、投資における経営内容や経営規模を鑑み、調査研究を行うことと答弁しております。

次に、鳥飼雅司議員の質問についてご報告いたします。

発言事項5、農業政策。遊休農地に関してのご質問をいただいております。

質問の概要といたしましては、近年の和光市の発展に伴い、農地が大きく減少している。現在の農家として生計を立てている農家数、面積、遊休農地面積を伺うとなっております。

これに対しまして、市民環境部長からの答弁としましては、農地面積等の数値を答弁した上で、遊休農地に関しては、農業委員会による農地の利用状況調査を年2回実施し、不適切

な利用状況にある農地の所有者には、解消と適正利用に向けた指導を行い、農地の有効利用の促進に努めている。このような農業委員会の活動により、遊休農地発生が抑制されているとの答弁を行っております。

こちらに対しましての質問は3問ございました。1問目が農業者が減っている要因について、2問目が市民農園の3年間の利用状況について、3番目が遊休農地の活用として市民農園に解放できないかというような内容となっております。

こちらに対しましては、農業者が減っている要因としましては、都市近郊農家の多くは農業所得を補うため、農地の一部を転用し、不動産経営とともに農業経営を継続している。このような中で、相続等を契機とした農地の転用が進み、農地の減少とともに農業者が減少していると思われるとの答弁を行っております。

2問目の市民農園の利用状況につきましては、平成26年度から平成27年度までの利用区画数、利用率等の答弁を行っております。現状としまして、利用率はいずれも98%を超える高い数値となっております。

3番目の遊休農地を市民農園として開放というご質問に対しましては、市街化区域の農地では、行為制限があることから市民農園として開放については難しいと、また、和光市では、調整区域におきまして、アグリパークに集約して、効率的に市民農園の管理・運営を行っていくとの答弁を行っております。

最後に、鳥飼議員からは、木曜市、まちかど販売等の農業者の方の協力により実施している取組で、市民が身近に和光産の農産物を入手できて感謝しているとの声が聞こえているというご発言をいただきまして、質問が終了となっております。

報告は以上となります。失礼いたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

その他、以上ですか。

(「はい」の声あり)

○柴崎議長 それでは、委員の皆さんから特にございませんか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、すみません。

長時間にわたりご審議ありがとうございました。

それでは、皆様から3年間やってみて、意見や感想を伺いたいと思いますが、よろしいですか。皆様の意見を、今後事務局に反映していただければと思います。

(「はい、分かりました」の声あり)

○畑中委員 3年間農業委員の皆さんに支えてもらいまして、いろいろ勉強になったこともあります。市内の遊休農地と、やはり和光市が置かれている特別な環境というのを改めて実感することができました。

また、今、事務局から説明ありました遊休農地等、私は個人的な意見としては、ちょっと皆さんと意見が違う部分があるかもしれませんが、やはり都市近郊の農地を守っていくという立場においては、やはりこの農業委員会の置かれている立場が重要だと思っています。

1つには、毎年皆さんと一緒にやっている農地の利用状況調査においても、やはりひどくなってから、畑が畑じゃなくなってからの指導というのは、大変だと思っています。できるならば、やはりそこに至るまでに、それ以前に、やはりこれから必ず高齢化社会、また農業の後継者不足というのは、もう和光市はどうしても切っても切り離せない農業問題だと思っていますので、そこに至るまでに、どうかこの和光農業委員会が間に入って、最善の対処ができればなと思っています。

また、これからいろいろ勉強させたものを地元の農家さんにお伝えすることもありますけれども、やはりこの農業委員会が持っている地域の農業をどう立ち直らせて、また4市の中で素晴らしい農業をやっていくためには、やはり農業委員会の置かれている立場というのは、すごい重要だと思いましたので、今後とも農業委員会の皆様が頑張ってください、後継者育成、また遊休農地の減少に頑張ってくださいよう、心からお祈りします。

ありがとうございました。

○柴崎議長 ありがとうございます。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 3年間ずっとやらせていただいたんですが、何かどこを見ても砂利が多くて、これをまた農地に戻すというのは非常に難しいというような、これは確かに埋め立ての問題とか、いろいろな問題があると思うのですが、やっぱり埋め立ての問題から考えていかなければ適正利用されていない農地が減らないんじゃないかなと。それと戻すということになると、ある程度上の土をとって、いい土を入れるという入れ替えをしなければならぬ。ですから、農地を健全に守るためには、農地を農地として生かせる方法を委員さんが守っていく必要があると思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

吉田委員。

○吉田委員 私、議会推薦ということで、2期6年間務めさせていただきまして、一番感じていることは、農業委員会は農地転用の許可の申請の審議をするというところで、私も実際に農業をやっていたところで、農業委員会というのは、どういうものかなというのが、結局、農業の転用の許可をするということで、6年間でかなりの農地転用を諮って、農地がどんどん減っていったことにちょっとショックを受けているんですけども、でも、個々の各々の家庭でいろいろな事情があって、高齢化になったり、おばあちゃんが施設に入ったり、色々なお金の生活の事情もあったり、そういうところで農地転用をかけなきゃいけない。また、遊休農地になるのであれば、そういうので転用して活用するというのが、この都市近郊の独自の何か和光市が、そういうふうに進んでいるのかなというふうに感じました。

今度、アグリパークという第一種農地地域がありますので、その辺多分増やすことはできないと思うんですけども、農業委員会として、本当に農業をやりたい人は、今、やっている農地がやりにくければ、資材置場とか、そういうのが周りにできて、だったらアグリパークの中にも、もう年をとって耕作できない人とか、そういう人がいるので、そういうところと農地を交換できるように、諸々のそういうシステムが構築されればすごく今度、農業発展、また農地を守ることになるのかなと思いますので、今後、農業委員会、和光市置かなくてもいい状況になりますけれども、その辺ちょっとよく今後の農業委員会として検討していただいて、少しでも農地を守れるような活動をしていただければと思います。

6年間ありがとうございました。

○柴崎議長 ありがとうございました。

山田委員。

○山田委員 3年間どうもありがとうございました。

だんだん農地が少なくなって、次の農業委員の人も大変だと思いますけれども、できたら農地が無くならないように、なるべく農地を減らさないように、次の農業委員会も頑張ってもらいたいと思います。

以上でございます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

加山委員。

○加山委員 吉田委員と同じように、2期6年ということでお世話になりました。

皆さんが今、言われたとおりのことだと、私も思っておりますけれども、私自身、農協の職員とか、理事がこれからまた3年間お世話になるんですけども、あとは4市の農業委員

との交流会とかいろいろなものを通じて、いわゆる相続税の納税猶予に関するやっぱり不適切な部分というのは当然あると思うんですね。皆さん、これを一番思っている部分だと思うんですけども、これからやっぱり市民の目というのは、農業委員、あるいは農家の方以上に厳しいものがあると思うんですよ。私も聞いている限りでは、都道府県によっては、現にその相続税猶予の取り消しというのが、現にかなりきつく、県内で何件かあるということは聞いております。和光市は、まだそういうところは無いということで、まだ安心というか、その辺はどうなのかなということは、いつも懸念しているんですけども、私自身としては、やはりその法律にのっとった部分、一般の市民から見ても、これは絶対守られる農地なんだということをやっぱり皆さんに分かっていただけるような農業委員会の活動というのを心がけていただきたいと思います。

大変お世話になりました。

○柴崎議長 ありがとうございます。

齋藤委員。

○齋藤委員 3年間どうもお疲れさまでした。

和光市という土地柄からか、維持するのは大変だと思いますけれども、なるべく適正利用されていない農地を減らして、少しでも長い間、農地としての維持を心がけたいと思うので、よろしくをお願いします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

田中委員。

○田中委員 ちょっと学生時代を思い出すんですけども、東上線に乗ってくると、左右がキャベツ畑であり、人参畑であった。今は様変わりしまして、右を見ても左を見てもマンションと住宅になっている。これが都市近郊農家の地域の今後の課題にもなるのかなというふうには、つくづく感じております。

3年間本当にお世話になりましたことを、力になれなかったんですけども、なれましたことを自分自身、非常に勉強になりました。それだけは厚く御礼申し上げたいと思います。

次にまた継続される農業委員にはどうぞ頑張って、和光の農業を支えていただければと思います。

ありがとうございました。

○柴崎議長 ありがとうございました。

萩原委員。

○萩原委員 3年間どうもありがとうございました。

和光市は非常に農業がやりづらいとは思いますが、今後、次の農業委員の方にもやりやすい方向で指導をよろしく願います。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございました。

富澤委員。

○富澤委員 農協からの推薦で3年間お世話になりまして、ありがとうございました。

ちょっと1つ反省点というか、農協と農業委員会との交流ということでは、和光の場合には、暑気払いとか、新年会で連携を役員同士はとれているんですけども、実体的ないわゆる農協で今進めているTACのこととか、そういうところとの人的な交流というか、事務局同士での交流とか、そういうのが作れなかったなというのが反省材料でありますので、今後、やはり現場レベルでの交流ができれば、もっと和光市の農業委員というのが、少しでもよくなるのではないかなというのが1つの反省と感想でございますので、ぜひよろしく願いたいと思います。

○柴崎議長 ありがとうございます。

石田委員。

○石田委員 私も2期6年目終わらせていただくところなんですけれども、大きくいろいろやってくると課題がいっぱいあるのかなと思います。農地もできれば減らさないようにとは思いますが、いろいろな事情でいろいろな議案が出ていたので、できるだけ残る農地もよりよく近くで農業者がやりづらくなならないような形で、できるだけ考慮しながらいろいろな議案を審議させてもらって、うまく回れるように、また残される農地もできるだけ良好な状態で残るような形でできるだけやってきたと思いますが、まだまだ課題もいっぱいあると思います。皆さんには3年間一緒にご審議いただきまして大変お世話になりました。またこれからも何かありましたら、ぜひ意見を言っていただきたいと思います。

今後に残る形になっていますので、引続き皆さんの意見も参考にしますので、ぜひともよろしく願います。3年間お疲れさまでした。

○柴崎議長 ありがとうございます。

すみません、最後になりますけれども、私、トータル12年間農業委員やらさせていただいております。そして会長を2期やらせていただきまして6年間。本来お引き受けする立場ではなかったんですが、拝命する形になってしまいました。

そして、会長として非常に進行のほう、活舌が悪いもので、いろいろ皆様にご迷惑をおかけしましたが、どうぞお許してください。

農業委員会の議案も、いろいろグレーゾーンとか、そういうものが結構あります。その辺の判断が、最終的に農業委員会でいいと判断しても、県でだめだとかという、そういう差異とか、そういうものがございまして、皆様に対して非常にいらいらさせたというか、そういうことがございました。本当に申し訳なかったと思います。

それから、これからの農業委員会なんですけど、やっぱり農地を守るためには、前々から事務局にはお願いしているんですけど、農業委員会と農業振興の情報の共有化というか、その辺のところをこれからもより詰めていかないと、先程加山委員が言われたように、市民の皆さんから、結構目が厳しくなっております。その辺でやっぱり農業委員会の存在というんですか、そういうものをやっぱりPRするというか、もっと表に出てやったほうがいいんじゃないかと思っております。

これから私が農業委員をやっている間にでも、農地ははっきり言ってかなり減っております。いずれは市内で100ヘクタールを切ってしまうんじゃないか、一部何かデータによりますと、ちょっともう切っているというデータもございます。その少ない農地を極力永く保てるような形でやっていただければと思います。農家の皆さんも一生懸命やっている方は、非常に一生懸命やっています。やる気が無いと言ってはおかしいんですけど、転用されているいろいろな事業をやっている方もそれなりにおります。和光市の農業は、農業とほかの不動産収入というか、そういうような形を保ってやっていくしかないのかと思います。

この間テレビ見ていましたら、JRなんですけど、JRというのは、鉄道の収入とほかの収入とがやっぱり半分半分で売り上げているということなので、和光の農業もそういう形になるのが一番理想というか、そうせざるを得ないのかなというのが現実だと思います。

いろいろなこと言わせていただきましたが、今の委員さんにおかれましては、3年間非常に皆様のご協力によりまして、委員会スムーズに行うことができました。ありがとうございました。これから皆様、農業委員会を離れましても、ご活躍のほどをお願いしたいと思います。

事務局も、これからの農業委員会、継続してよろしく願いいたします。

今日、皆さんからいただいた意見を少しでも反映されるような形でお願いしたいと思います。

◎閉会

○柴崎議長 それでは、3年間皆様どうもありがとうございました。

閉会 午前10時30分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員